

普通株

1	発行者	みずほ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	2,473億円
	単体自己資本比率	2,473億円
9	額面総額	
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	
18	配当率又は利率	
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	
25	転換の範囲	
26	転換の比率	
27	転換に係る発行者の裁量の有無	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	
32	元本の削減が生じる範囲	
33	元本回復特約の有無	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	

非支配株主持分

1	発行者	みずほトラストシステムズ、 みずほ不動産販売、他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	-
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1、その他Tier1、Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1、その他Tier1、Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	40億円
	単体自己資本比率	
9	額面総額	
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	
11	発行日	
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	
18	配当率又は利率	
19	配当等停止条項の有無	
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	
25	転換の範囲	
26	転換の比率	
27	転換に係る発行者の裁量の有無	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	
32	元本の削減が生じる範囲	
33	元本回復特約の有無	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式、他
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	

劣後債 (TB#2)

1	発行者	みずほ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP393280B5C1
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ信託銀行第2回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	99億円
	単体自己資本比率	99億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2005年12月20日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2020年12月21日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年2.24%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	
25	転換の範囲	
26	転換の比率	
27	転換に係る発行者の裁量の有無	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	
32	元本の削減が生じる範囲	
33	元本回復特約の有無	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(TB_060227)

1	発行者	みずほ信託銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ信託銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	6億円
	単体自己資本比率	6億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2006年2月27日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2016年2月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	
25	転換の範囲	
26	転換の比率	
27	転換に係る発行者の裁量の有無	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	
32	元本の削減が生じる範囲	
33	元本回復特約の有無	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

基準日： 2015年12月31日

注1：
自己保有額の控除を勘案しておりません。また、適格旧Tier1資本調達手段および適格旧Tier2資本調達手段の額については、経過措置による減額を勘案しておりません。

注2：
配当率又は利率を一般に公表していない資本調達手段について、初回償還可能日（項番13又は15に記載の日付のいずれか早い日付）により区分した基準日時点の適用金利の加重平均は、下記の通りです。

5年以内	5年超
3.13%	3.37%